

建設工事における失格判断基準の改正について

【平成21年8月1日施行】

1 現状

失格判断基準は、落札率の低下と低価格入札の増加を背景として、工事品質や採算性の確保の観点から、平成17年度に導入された。その後、平成19年に本県業者が公正取引委員会から不当廉売のおそれがあるとして、警告を受けたことを踏まえ、同年11月に全面的な改正を行った。しかし、平成20年度一般競争入札の最低落札率は66.4%、70%未満の落札は8件発生しており、ダンピング受注の疑念のある低入札が依然として発生している。

なお、本県建設業の平成19年度総資本経常利益率は△1.4%(東日本建設業保証(株)調べ)となっているが、経済情勢は低迷しており、厳しい経営状況が続いているものと推測される。

2 改正理由

平成20年度の低入札案件における落札状況と失格判断基準の水準を検証したところ、一般管理費に大きな乖離が認められた。低入札案件の一般管理費が企業経費の実勢を反映しているものととらえた場合、この乖離は、企業の持続的な経営に必要な経費を計上しないまま見積もりし、落札する応札者がいることを示しており、現行の失格判断基準がダンピング受注のおそれのある低入札を排除できない大きな要因となっていると考えられる。

よって、公正な取引秩序を損なうおそれのない、より適正な競争環境を形成するため、失格判断基準3(一般管理費基準)を改正するもの。

3 改正内容(失格判断基準3の改正)

現行：設計額における一般管理費相当額×0.45

改正：設計額における一般管理費相当額×0.55

* 0.55の係数は、調査基準価格を改正した平成20年8月以降の低入札案件における一般管理費の実勢を踏まえている。

4 施行日

平成21年8月1日(8月1日以降に入札公告又は通知する案件から適用)

<参考：失格判断基準>

施工体制事前提出方式(オープンブック方式)を適用した工事で、調査基準価格を下回った入札に対しては、以下の失格判断基準を適用し、この基準額のいずれかを下回る場合は、落札不相当とする。

- ・失格判断基準額1：低入札案件の全入札参加者の純工事費相当額の平均額×0.95
- ・失格判断基準額2：設計額における現場管理費相当額×(0.35+下請純工事費÷全純工事費×0.45)
- ・失格判断基準額3：設計額における一般管理費相当額×0.55
- ・失格判断基準額4：直接工事費における想定下請入札率÷入札率<1.0

※ 詳しくは、県契約課のホームページ(<http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/kk991.htm>)を御覧ください。